

町での申告相談会場は 町生涯学習センターです

所得税の確定申告が必要な人

- ・事業者や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、令和3年分の所得合計が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者で、次のいずれかに当てはまる人
 - ①給与の年間収入が、2,000万円を超える人
 - ②2力所以上から給与を受けている人（年末調整合算者を除く）
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人

申請に必要な書類

- ・マイナンバーカード（もしくはマイナンバーの分かる書類と免許証などの身元確認書類）
- ・源泉徴収票（給与・年金）
- ・支払調書（報酬・謝金など）
- ・医療費控除の明細書
- ・各種保険料の控除証明書
- ・社会保険料（国保・社保・国民年金など）の金額が確認できる書類
- ・収支内訳書
- ・その他、収入・控除対象額などがわかる書類
- ・印鑑、通帳（収入の確認ができないときのため）

農業・営業・不動産所得がある人は

農業所得や営業所得、不動産所得がある人は、令和3年中の収入金額と必要経費をまとめた「収支計算書」を自身で作成し、申告相談会場に持参してください。「収支計算書」がない場合は申告相談をお断りする場合があります。

障害者控除対象者認定書

障害者手帳を持っていない65歳以上の人で、要介護・要支援認定を受けている人は障害者控除対象者認定書が交付される場合があります。この認定書によって確定申告または住民税申告の際に障害者控除を受けることができます。

なお、要介護認定を受けている人でも寝たきり度や認知症の状態により判定しますので該当とならない場合があります。認定書の発行には介護保険課へ申請が必要です。※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、役場介護保険課窓口にも準備しています。

- 問い合わせ 役場介護保険課 ☎096(293)3511

社会保険料控除関係証明書の交付先

- 国民健康保険税 役場税務課 ☎096(293)3117
- 後期高齢者医療保険料 役場健康保険課 ☎096(293)3114
- 介護保険料 役場介護保険課 ☎096(293)3511

税務署の休日開庁

平日に申告相談ができない人はご利用ください。

- 日時 2月20日(日)、27日(日) 午前9時～午後4時
- 場所 熊本城ホール(熊本市)

医療費控除がある人は

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費などの領収書の添付または提示は不要です。加入している健康保険から送付される「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記入を省略できます。※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、役場税務課窓口にも準備しています。申告までに作成をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

咳、発熱などの症状がある場合や体調のすぐれない場合は来場を控えてください。また、感染拡大防止の観点から、混雑を回避するため、入場制限を行う場合があります。

●入場時の検温の実施

申告会場への入場時に検温を実施します。37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪症状がある場合、検温に協力してもらえない場合などは、入場をお断りします。体調がすぐれない場合は、無理をせずに後日あらためて来場してください。

●マスクの着用、手指消毒

会場ではマスクを常時着用し、会場入口などで手指消毒をお願いします。アレルギーなどの理由で使用できない場合はお伝えください。

●少人数での来場

申告会場には、必要最小限の人数でお越しください。

●e-Taxをご利用ください

自宅から申告できるe-Taxを利用して感染リスクを減らしましょう。

e-Tax 検索

詳しくは、e-Taxホームページ(https://www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

申告期間は2月16日(水)～3月15日(火)

早めに正しく申告を！

確定申告や住民税(町県民税)の申告は、令和4年度の住民税や国民健康保険税などの算定の基礎となります。申告がない場合は国民健康保険税の軽減判定ができなかったり、所得証明などの発行ができなかったりしますので、お早めに申告をお願いします。

●問い合わせ

住民税申告に関すること 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117
確定申告(所得税)に関すること 菊池税務署 ☎0968(25)2121

確定申告(所得税)・住民税申告 会場 町生涯学習センター

●申告日程

- ▶申告期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※土、日、祝日を除く
- ▶時間 午前9時～11時
午後1時～4時※受付は3時30分まで
- ▶会場 町生涯学習センター 大会議室

日 付	対象小学校区
2月16日(水)～18日(金)	美咲野小
2月21日(月)～25日(金)	大津小
2月28日(月)～3月3日(木)	室小
3月4日(金)～8日(火)	大津南小・大津東小
3月9日(水)、10日(木)	農業所得のある人
3月11日(金)～15日(火)	大津北小・護川小

●年金受給者の人の先行相談会

収入が年金のみの人で、医療費控除や扶養控除などを申告される人の申告書作成会を先行実施します。お住まいの小学校区を確認してご来場ください。

日 付	時間・会場	対象小学校区
2月9日(水)	午前9時～11時 午後1時～4時 町生涯学習センター 大会議室	大津小・大津南小・大津東小・美咲野小
2月10日(木)		室小・護川小・大津北小

確定申告(所得税) 会場 菊池税務署

入場には「入場整理券」が必要です

- 期間 2月16日(水)～3月15日(火)
※土・日・祝日は休みです。
- 時間 午前9時～午後4時
- 会場 菊池税務署(菊池市限府874-1)
- 入場整理券の取得方法
※作成済の申告書を提出する場合は入場整理券不要

①LINEでのオンライン事前発行

詳しい方法は右の発行方法をご覧ください。

②会場での当日配布

午前8時30分から菊池税務署の1階にて配布します。配布数には限りがあります。

町での申告相談会は予約優先制になります

新型コロナウイルス感染症対策の観点から混雑防止を図るため、予約優先制を導入します。滞在時間の短縮のためにご協力をお願いします。

- ・予約受付(電話で受け付けます)
午前9時～午後5時(平日のみ)
 - ・予約電話番号
役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117
- ※予約した人を優先に案内しますが、状況により時間が前後する場合があります。ご了承ください。
※対象校区以外の日も予約できますが、混雑防止のため対象校区の日の予約にご協力ください。

●以下の申告は税務署へ

次の申告は、町の申告会場では申告できません。所得税の申告相談(菊池税務署)で申告を行ってください。

- ・青色申告、消費税、贈与税、相続税の申告
- ・譲渡所得(土地・建物・株式)の申告
- ・山林所得の申告
- ・配当、F×取引、先物取引などの所得がある場合の申告
- ・令和2年分以前の修正申告、更正の請求
- ・ビットコインなどの仮想通貨の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除

●LINEでの「入場整理券」発行方法

